

委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称 市立大津市民病院駐車場管理運営業務
- 2 履行期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 3 委託業務の対価等 第4条第1項の規定のとおり

委託者 地方独立行政法人 市立大津市民病院（以下「甲」という。）と受託者〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、頭書の業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（主記）

第1条 甲は、別添仕様書の目的を達するため、頭書の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

2 乙は、甲の指示に従い、かつ、別添仕様書に基づいて委託業務を実施するものとする。

（履行期間）

第2条 委託業務の履行期間は、頭書の履行期間のとおりとする。

（検査）

第3条 乙は、当該月に係る委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して書面により当該月に係る委託業務の完了したことを報告しなければならない。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、速やかに当該月に係る委託業務完了の確認のための検査を行うものとする。

3 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく補正を行い、再検査を受けなければならない。

（委託業務の対価等）

第4条 乙が駐車場利用者から徴収した駐車場利用に係る料金（以下「売上金」という。）のうち、月額〇〇〇、〇〇〇円（税別）は甲に帰属する収入（以下「収益金」という。）とし、売上金から収益金を差し引いた残額は、委託業務の実施に係る委託料として乙が受領する。

2 乙は、売上金の額にかかわらず、当該月の収益金を翌月末日までに、甲が指定する方法により支払う。なお、支払いに係る手数料は乙の負担とする。

3 乙は、自己の責めに帰すべき事由により前項の納付期限までに収益金を納入しなかったときは、納付期限の日の翌日から納入の日までの日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する割合を収益金の額に乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の延滞金を甲に支払わなければならない。

（費用の負担）

第5条 委託業務の実施に係る費用の負担区分については、別添仕様書のとおりとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、第三者に対し、委託業務の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(履行期間開始前の工事の実施)

第7条 甲は、履行期間開始前に、乙が委託業務を実施するために必要な駐車場機器及び付帯設備等（以下「駐車場機器等」という。）の設置工事を行うことを認める。

(固定資産の使用許可)

第8条 甲は、履行期間中、乙が駐車場機器等を設置するために甲の土地を使用することを認める。

(契約の解除)

第9条 甲及び乙は、履行期間中であっても、相手方に180日以上前に書面により通知することにより、当該書面に記載した解除日をもって、本契約を解除することができる。

第9条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。
- (2) この契約を履行しないとき（その不履行が軽微なものである場合を含む。）、又は前号に定めるもののほかこの契約に違反し契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (3) 資力の低下等によりこの契約を履行できないおそれがあると認められるとき（その不履行が軽微なものである場合を含む。）。
- (4) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたと認められるとき。
- (5) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の委託に係る契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしてい

ると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

第9条の3 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第7条の2第1項（同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（違約金）

第10条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直近12か月間の売上金の平均月額の6倍（契約締結後12か月未満の場合は、契約締結以降の売上金の平均月額の6倍）に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第9条の規定によらず乙がこの契約の解除を申し出た場合

(2) 第9条の2各号の規定によりこの契約が解除された場合

(3) 第9条の3各号の規定によりこの契約が解除された場合

(4) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第4号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

3 前2項の違約金は、第11条及び第11条の2に規定する損害賠償額の予定又はその一部と

解釈しないものとする。

(損害賠償責任)

第11条 乙は、委託業務の実施に関して甲に損害を与えたとき、又はこの契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施に関して第三者に損害を与えたときは、直ちにその第三者に対してその損害を賠償しなければならないものとし、甲は、その第三者に対して損害賠償の責めを負わないものとする。

第11条の2 乙は、この契約に関し、第9条の2各号又は第9条の3各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、収益金の6倍に相当する額を甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。ただし、第9条の3各号のいずれかに該当するときは、委託業務が完了した後も同様とする。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約終了後の措置)

第12条 乙は、履行期間が満了したとき、又は第9条から第9条の3までの規定により契約が解除されたときは、甲が指定する日までに駐車場機器等を撤去しなければならない。ただし、甲が撤去する必要がないと認めるときはこの限りでない。

2 乙が前項の期間内に駐車場機器等を撤去しないときは、甲は、駐車場機器等を撤去及び処分し、これに要した費用を乙に請求することができる。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の実施に当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(疑義の決定)

第15条 この契約に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、甲の定めるところによるものとする。

(管轄裁判所)

第16条 この契約に関する訴えは、大津地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

大津市本宮二丁目9番9号

委託者 甲 地方独立行政法人 市立大津市民病院
理事長 河内 明宏

〇〇〇

受託者 乙 〇〇〇

〇〇〇